

1. 子どもの事故防止と安全対策について

(3) 校庭・園庭・公園等の遊具の安全点検について

**【答弁】**

それでは、1.「子どもの事故防止と安全対策について」の(3)につきまして、お答えさせていただきます。

まず、学校、及び幼稚園に設置されている遊具、及び体育機器につきましては、教職員による日常での目視点検、並びに年1回の専門業者による安全点検を実施しており、社団法人 日本公園施設業協会作成の「遊具の安全に関する基準」により判定を行っております。

また、点検結果により修繕等が必要な場合は、その都度、対応を行い安全対策に努めております。

次に、保育園の園庭の遊具につきましては、毎週1回の職員による目視点検と、2年に1回専門業者による安全点検を行っているところです。内容としましては、6項目の構造物を破壊せず中身を調べる検査と2項目の「保守点検」でございます。検査結果に基づき必要に応じて修繕等も行い、園児が安全に遊具で遊べるよう努めておるところです。

最後に、市が設置している公園遊具につきましては、月1回シルバー人材センターに委託し目視点検を行っております。また年1回、国土交通省から発刊されている「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、社団法人 日本公園施設業協会が認定した、資格を有する専門業者による安全点検の実施を行っております。修理が必要な箇所が判明した時は、その都度修理を行うようにしております。また、公園利用者からの情報提供の手段として、電話による通報に加えて、スマートフォンアプリであるLINEを利用して公園施設の情報提供にも対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後もそれぞれの所管におきまして、適正な安全点検を行い、安全管理に努めてまいります。